

提出書類チェック票

申 込 者

書 類 名	様式	チェック欄	
淀川連絡線跡地売却に関する開発事業者募集プロポーザル応募申込書	様式 3-1		
淀川連絡線跡地売却に関する開発事業者募集プロポーザル応募申込書 (別紙) (共有による申請者がある場合)	様式 3-2		
淀川連絡線跡地売却に関する開発事業者募集プロポーザル応募申込書 (別紙) (SPCへ地位を承継する場合)	様式 3-3		
都市計画局への確認事項	様式 4		
計画提案書 10 部			
全体計画に関すること	様式 5-1		
連続した歩行者空間に関すること	様式 5-2		
施設計画に関すること	様式 5-3		
地域への貢献に関すること	様式 5-4		
事業実施計画書 (事業スケジュール)	様式 6-1		
事業実施計画書 (事業実現に向けた実施体制及び仕組み)	様式 6-2		
資金計画書	様式 6-3		
運営にかかる実績調書 (ある場合のみ)	様式不問		
価格提案書	様式 7		
返信用封筒 (角型 2 号・返信先明記・切手貼付不要) 2 部			
応募者に関する資料		法人	個人
① 誓約書	様式 8		
② 印鑑証明書			
③ 登記事項証明書又は登記簿謄本			
④ 印鑑登録証明書			
⑤ 住民票の写し			
⑥ 定款または寄付行為			
⑦ 法人案内等			
⑧ 事業報告書			
⑨ 決算書等 (過去 3 期間)			
⑩ 大阪市税に関する誓約書 大阪市税に関する調査に対する承諾書	様式 9 様式 10		
⑪ 共同所有に関する誓約書	様式 11		
⑫ SPC 設立に関する誓約書	様式 12		
⑬ SPC 事業実施計画書 事業及び資金調達の全体概要図	様式 13 様式 14		

施設整備が可能と確認した日

年 月 日

【注意】

「施設整備が可能」とは、提案者が「淀川連絡線跡地売却に関する開発事業者募集プロポーザル実施要領」9ページに記載のとおり、土地利用に係る諸規制等について本市に問い合わせ、関係法令等の確認により、建築計画等を進めるにあたり、提案者自らが施設整備可能と判断することをいう。